## お客さまの声

(市営住宅等の入居者へ漏水の案内を入れる際に) 管理事務所へ確認するよう記載すべき



## 取り組み内容

これまでも「公営住宅や民間共同住宅にお住まいの場合、修繕や漏水箇所の調査等の依頼は、管理責任者様へご相談」いただ〈よう表示していましたが(平成22年5月~)、案内をより目立つように平成23年1月からレイアウトの見直しを行いました。



## 改善後

重 要

漏水のおそれがございます

樣



本日(月日)、お客さまの水道メータを検針しましたところ、上記のように<u>ご使用水量が増えています。</u>ご不在のご様子ですが、パイロット針(水が流れていることを示す針)が回転しています。

漏水のおそれもございますので、裏面の方法でご確認いただきますようお願いします。

なお、修繕を必要とするときや漏水箇所がわからない場合などは、水道局指定水道工事店へご依頼いただくか、 裏面のお客さまセンターへご連絡ください。

水洗便所の漏水は、指定水道工事店で修繕していただきままるお願いします。

調定番号

公営住宅や民間共同住宅(マンション)にお住ま いの場合、修繕や漏水箇所の調査等の依頼は、管理責任者様(管理事務所、管理会社 等)へご相談ください。

裏面もご覧ください。

大 阪 市 水 道 局 営特3-443-1 平23.1 案内を赤線で枠 囲いし、目立つ ようにしました